

東京都国民健康保険運営方針の概要

第1章 方針策定の趣旨

○策定の目的：

国民健康保険制度において、都と区市町村が一体となり、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施し、安定的な財政運営及び区市町村の国保事業の広域化・効率化を推進する。

○根拠：国民健康保険法第82条の2

○対象期間：令和3年4月～令和6年3月

第2章 国民健康保険制度の意義と保険者が果たすべき役割

- ・国民健康保険は、被保険者間の相互扶助を基本とした社会保険制度であり、国民皆保険制度の基礎をなす。
- ・保険者である都及び区市町村は、国保財政の安定的な運営を確保し、被保険者の健康を守るため、給付に見合う保険料（税）率の設定や保険料（税）の徴収、医療費適正化に取り組む。

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

○被保険者の概況、医療費の動向、医療費と財政の将来の見通し

○赤字解消・削減の取組

- ・解消・削減すべき赤字が発生している区市町村については「国保財政健全化計画」を策定し、解消・削減すべき赤字解消の目標年次を定めた上で、医療費適正化、適正な保険料（税）率の設定等、計画に定めた解消・削減に向けた取組を実施し、計画的・段階的に赤字を解消
- ・都は区市町村とともに、解消・削減すべき赤字の要因分析等を実施

○財政安定化基金の設置・運用

第4章 区市町村における保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項

○納付金の算定方法

- ・医療費指数反映係数 α は1、所得係数 β は都の所得水準に応じた値とする
今後は納付金算定における $\alpha=0$ に向けて、区市町村と議論を進める

○激変緩和措置

- ・国公費や都繰入金を活用して激変緩和を実施
- ・1人当たり納付金が一定割合を超えて増加する区市町村が対象

○標準的な保険料（税）算定方式

- ・都道府県・区市町村標準保険料率の算定は二方式
- ・各区市町村の応能割と応益割は、各区市町村の所得水準を反映して算定

○標準的な収納率

- ・区市町村ごとに直近の収納率実績を用いて毎年度設定

第5章 区市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項

○目標収納率

- ・区市町村別に前年度の現年分収納率実績に対する伸び率を目標に設定

○収納率向上対策の推進

- ・区市町村は、納付環境の整備、滞納者へのきめ細かい対応を行った上で、法令に基づく滞納処分等を実施
- ・都は担当職員の人材育成等を支援

第6章 区市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

○レセプト点検の強化・療養費の支給適正化

○第三者行為に係る求償事務等の取組強化

○都道府県による保険給付の点検、事後調整

第7章 医療費の適正化の取組に関する事項

○保健事業実施計画（データヘルス計画）の推進

- ・都は全ての区市町村で策定・見直しを行えるよう、実地による支援 等

○特定健康診査・特定保健指導実施率の向上

○糖尿病性腎症重症化予防の取組の推進

○加入者の適正受診・適正服薬に向けた取組

- ・都は関係機関と連携し広域的な調整、事業の推進体制の構築支援等

○後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の推進

- ・都は区市町村が配置する医療専門職の人材育成等を実施

○がん検診、歯科検診等他健診と連携した取組

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

○地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

○国保データベース（KDB）システム等の活用

第9章 区市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

○事務の標準化

- ・被保険者証の様式の統一、高齢受給者証との兼用（一体化）

○事務の効率化

- ・引き続き、区市町村事務の実態を踏まえ検討

第10章 施策の実施のために必要な都及び区市町村間の連絡調整等

○連携会議の開催、被保険者への広報・普及啓発活動等

○感染症の拡大等により、必要に応じて取組の方法等の見直しを実施